

説 明 書

1. 業務の件名

令和元年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業
交通・観光連携着地型旅行商品造成・周遊ルート開発事業
着地型商品開発・FIT向け周遊コンテンツの造成等に関する業務

2. 業務の概要

(1) 事業の目的

高松空港の国際定期路線において、ソウル線が2018年冬ダイヤから、台北線が2019年夏ダイヤからデイリー運航となり、供給座席がこれまで以上に増加している。また、併せて2019年は瀬戸内国際芸術祭も開催されていることから、供給座席の増加と併せてインバウンド、特にFIT向け市場拡大のための絶好の機会である。

そこで、FIT旅客への多様な旅行商品を提供することを目的とし、「ゆるたび」「安らぎ旅」「地方での日本体験」をテーマに、「高松駅/高松空港/琴平⇄大歩危/祖谷溪定期運行バス」(運行会社：琴平バス株式会社)と「祖谷線(大歩危峡～祖谷温泉前～かずら橋夢舞台)定期路線バス」(運行会社：四国交通株式会社)の2つのバス路線を組み合わせた、高松(琴平)発祖谷エリア周遊の新しい着地型旅行商品の造成、加えて、上記バス路線を利用した高知県嶺北エリアまで含む着地型旅行商品の造成を行い、モニターツアーを通じて問題点等把握し、商品の継続販売につなげる。

(2) 実施主体

高松空港株式会社

(3) 対象市場

韓国・台湾・香港

(4) 誘客対象

訪日FITリピーター層

(5) 連携先

(公社) 香川県観光協会、(公財) 高知県観光コンベンション協会、三好市

3. 業務内容

(1) 着地型商品造成・販売

下記①②それぞれに関して商品を造成し、販売すること。

①1泊2日以上行程で、高松(琴平)発の祖谷エリアを周遊する着地型旅行商品とし、「高松駅/高松空港/琴平⇄大歩危/祖谷溪定期運行バス」及び「祖谷線(大歩危峡～祖谷温泉前～かずら橋夢舞台)定期路線バス」を利用することを条件とする。

②1泊2日以上行程で、高松(琴平)発の祖谷エリア及び高知県嶺北エリア周遊旅行を周遊する着地型旅行商品とし、「高松駅/高松空港/琴平⇄大歩危/祖谷溪定期運行バス」及び「祖谷線(大歩危峡～祖谷温泉前～かずら橋夢舞台)定期路線バス」を利用することを条件とする。

(2) 販促・プロモーション

造成した旅行商品を、対象市場における定着を図ることを目的とした効果的なプロモーション及び販促を立案・実施すること。

(3) メディア向けファミツアー催行

在京メディア関係者向けにファミツアー行程を作成し、実施すること。なお、参加者については実施主体が別途指示することとする。

(4) モニターツアー催行

造成した旅行商品についてモニターツアーを実施し、参加者に対してアンケート調査等を実施し開発した旅行商品にフィードバックし改善を行うこと。

(5) その他

① 企画提案における留意事項

- A) 基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制(担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること)、円滑な運営に資する施策について明記すること。
- B) 旅行商品造成、ファミツアー実施及びモニターツアー企画立案にあたっては、下記4.を参考とし定量的な目標値及び定性的な目標を設定の上、その考え方を明記すること。

② 事業実施における留意事項

- A) 目標値と成果を監督職員の指示に従い随時報告すること。
- B) 実際の業務の実施にあたっては、高松空港(株)の指示に従うこと。
- C) モニターツアーで実施するアンケート等の作成にあたってはネイティブチェックの体制を明確にし、誤字・脱字や単なる逐語訳ではなく、現地で違和感のない内容とすること。
- D) 回収するアンケートに基づき分析を行い、それらを業務実績報告書に記載すること。

4. 目標と成果指標

- ・アウトプット：上記3(1)①②について、造成商品件数 : 各2商品 (合計4商品)
ファミツアー参加者 : 6名
モニターツアー実施 : 200名
- ・アウトカム：4商品×2改善点=8改善点

5. 履行期間

契約日から2020年3月13日(金)まで

6. 成果物

(1) 業務実施報告書

・提出先及び部数

〒761-1401 香川県高松市香南町岡1312番地7

高松空港株式会社 空港営業部

担当者：山田、眞鍋 TEL：087-814-3657 FAX：087-814-3658

E-mail：a6.yamada@takamatsu-airport.com

y8.manabe@takamatsu-airport.com

・実施報告書 (A4版カラー冊子) 2部

・電子媒体 1部

(電子媒体はCD又はDVDとし、Microsoft word2007以上、Microsoft Excel2007以上、Microsoft Power Point2007以上において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。)

(2) 成果物の著作権及び所有権

成果物に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)及び所有権は、高松空港株式会社に帰属するものとする。

7. 企画書に盛り込む内容

(1) 業務の内容に関する具体的な企画案

- ① 企画書の基本コンセプト
- ② 本企画競争説明書中で明記すべきとされた事項等に関する記載内容

(2) 業務実施体制

(3) 作業工程

(4) 再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

- ・再委託の有無を記載すること(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)
- ・再委託する場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②に限る。

- ① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等)
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

(5) 法人の概要等

- ・法人の概要
- ・担当者の氏名及び連絡先

(6) 参考見積(概算)及びその内訳

経費見積りは、それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、出稿料、〇〇等の実費類と必ず区分して記載すること。

以上